

土技第 338 号  
令和2年6月3日

関係各課所長 殿

技術・建設業課長  
(公印省略)

「沖縄県における ICT の活用の推進に関する試行要領」の適用工事について (通知)

令和2年4月6日付け土技第12号にて通知した「沖縄県における ICT の活用の推進に関する試行要領」について、下記により適用工事を改訂したので、通知する。

#### 記

##### 1. 適用工事

令和2年4月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から適用する。

ただし、令和2年4月1日時点で発注、又は契約済みの工事で「沖縄県における ICT の活用の推進に関する試行要領（令和2年4月6日付け土技第12号）」に準じた ICT 活用工事を希望する工事も適用できるものとする。

なお、ICT 活用証明書については、令和2年4月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から発行するものとする。

##### 2. 改訂内容

上記、「ただし」書き以降追記。

#### 【問合せ先】

技術・建設業課 技術管理班 村吉、長嶺

TEL : 098-866-2374 (IP : 3469)

E-mail : aa060119@pref.okinawa.lg.jp